

と畜検査における公務員獣医師以外が対応可能な検査補助範囲の明確化 (令和6年9月10日 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

規制改革の内容

措置前

と畜検査員は、都道府県知事等※が任命する、当該都道府県等職員かつ獣医師でなければならない。

※保健所を設置する市においては市長

【規制の根拠】

と畜場法第19条第1項(都道府県知事は、当該都道府県職員のうちからと畜検査員を命ずる)
と畜場法施行令第10条(と畜検査員は、獣医師でなければならない)

措置内容

公務員獣医師以外が対応可能な検査補助範囲を明確化

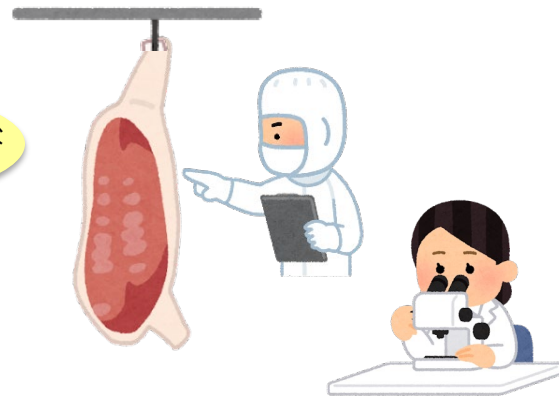
効果

公務員獣医師の人員不足に対応し、安定した検査体制を構築できる！

規制改革の概要

措置前

と畜検査員の確保が困難な地域がある



公務員獣医師以外が対応可能な検査補助範囲を明確化

(具体的な内容)

- ・民間獣医師による生体、内臓の一部、枝肉等の異常の有無のスクリーニング
- ・薬剤師、臨床検査技師等による精密検査の実施・結果の判定

措置後



と畜検査員の業務負担を軽減し、公務員獣医師不足へ対応！